

第三十四回国会 内閣委員会議録 第十六号

(三三三)

昭和三十五年三月十五日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 福田 一君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君
- 理事 高橋 禎一君 理事 高橋 等君
- 理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君
- 理事 石山 權作君
- 内海 安吉君 小金 義照君
- 辻 寛一君 富田 健治君
- 中川 俊思君 八田 貞義君
- 保科善四郎君 山口 好一君
- 淺沼稻次郎君 飛島田一雄君
- 久保田 豊君 杉山元治郎君
- 柳田 秀一君 受田 新吉君

出席國務大臣

- 大蔵 大臣 佐藤 榮作君
- 國務 大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

- 人事院 總裁 淺井 清君
- 人事院事務官 (給与局長) 瀧本 忠男君
- 總理府總務長官 福田 篤泰君
- 總理府總務副長官 佐藤 朝生君
- 大蔵事務官 (主計局長) 吉岡 英一君
- 大蔵事務官 (主計局次長) 吉岡 英一君
- 大蔵事務官 (主計局給与課長) 船後 正道君

委員外の出席者

- 防衛庁書記官 山本 明君
- (人事局調査官)
- 専門員 安倍 三郎君

三月十五日

委員 柏正男君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠として淺沼稻次郎

君及び杉山元治郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員 淺沼稻次郎君辞任につき、その補欠として柏正男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○福田委員長 これより會議を開きます。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を許します。淺沼稻次郎君。

○淺沼委員 私は社会党を代表いたしました。今議題になっております法律案に關連をいたしました。官公庁で働く労働者の賃金ベリズ一般につきまして質問をしたいと思つております。

大臣がなくてははなだ遺憾に考へておつたのでありますが、われわれが強く要求いたしました結果、益谷副総理

が賃金担当の大臣となられたことを心から私は慶福するものであります。

そこで問題になります点は何つてみたいと思つておりますが、憲法第十五条によりまして、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」という規定がございます。そして「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」という規定があるのであります。

従いましてわれわれ議員側から申し上げますならば、国民から選挙によつて選ばれたところの公務員中において総理大臣を指名議決をいたします。その指名議決を受けた者が天皇の任命によつて総理大臣になられる。

その総理大臣の任命によつて各省大臣がきめられ、さらに加えて天皇の前において認証式があげられるのであります。いわば担当大臣になりました。

益谷副総理は、総理大臣の次に、公務員として、いわば行政における第二番目の公務員たりといつても過言ではないと思つております。従いまして、その公務員に給与を担当する副総理に与えられた任務というものは、実に重大なものがあると思つておりました。

これに關連をいたしました。何をいたしたいと思つておりました。い

わば行政で働いておられるところの公務員の先頭部隊はだれであるかといへば、総理大臣でありましょ。その次に位する者はだれかといへば、副総理でありましょ。従つて総理大臣、副総理から各省大臣、これらの

方々というものは、自分の下で働いておられるところの公務員の生活を安定させ、上級の公務員とその下で働いておられる公務員との間に暗黙のいたこと

はなくなつて、常に円満に問題を解決して前進体制を整える。これが私は公務員を担当いたしましたところの行政

府の人たちの考へなければならぬ点であらうと思つておりましたが、最近になつて必ずしもそうではございませ

ん。予算に組まれたところの賃金ベリズについて、引き上げの要求があら出でくるというようなことが行

なれておるのであります。しかもそのことは、人事院があるにもかかわらず、人事院がその機能を発しない結果

は、直接に政府に交渉する、またしなければならぬという立場に置かれて、この間以來議會にも相当強い大乗

の必要請がございました。さらに副総理にも要請がございました。

こういふやうに一体となつて国の奉仕者としていかなければならぬ者の中に、上級の者と下で働く者との間に

いて対立が激化するやうな状況は、やはり上の人のやり方が悪い結果ではな

からうかと思つておりましたが、そういう点について副総理はどらう考へ

を持つておられるのか、一つお伺いしたいと思つております。

○益谷國務大臣 御質問にお答へする前に、私は今回まことに不意任とは思

ひましたが、給与担当の國務大臣を拝命いたしましたのでございませ。引き受け

ました以上は、この職責の重大さにかんがみて極力努力いたしたいと存じま

す。皆さんの御鞭撻、御指導をお願い申し上げます。(拍手)

私は公務員担当の國務大臣としては、公務員の福祉増進と申し上げますが、生活水準の引き上げに努力するとい

うことが根本の義務だろと思つておる。ただ今日は御承知の通り公務員給与の引き上げについては、人事院が公正

な、そして妥當な勧告をいたすという建前になつております。それを政府が

國會に審議をせられて法律といたす建前になつておりますので、今にわか

に人事院の勧告以外に政府がみずから進んで給与の引き上げをいたすといふ

やうなことは、遺憾ながら今日の建前からできないのであります。従つて私

どもいたしましては、人事院の勧告をすなおに認めて尊重して参る建前を堅持いたして参りたいと思つてお

ります。

○淺沼委員 そこで、それならば公務員の給与を決定するものはだれかとい

ふことをお伺いしたいのであります。今副総理の話を伺つておりますと、人

事院の勧告があれば行ならず、それは昇給については確かにさういふやうに、

いわば一般の賃金とこれと比較した場

合において勧告があるといふことはあり得ると思つておりますが、公務員

として、国の行政機関あるいは地方行政機関のもとで働いておられるところの給与を基本的に決定するのはだれ

であるかといふことになりませ。ならば、私はそれは政府自体ではなからう

かと思つております。人事院の任務ではなからうと思つておりますが、

その点についてはどういってお考えを持っていますでしょうか。

○益谷国務大臣 人事院は給与の勧告権限を持っておりませんが、むしろ予算編成の権限はございません。従って人事院の勧告を国会並びに政府が受けるのでありますから、それを国会において最終的には法律として給与の決定をいたす建前になっておることは御承知の通りであります。

○淺沼委員 それは昇給その他の場合においてはそういうことはあり得る、あるいはボーナスをきめるときなんかはそういうことがあるかもしれませんが、賃金そのものをきめるのは一体どこでしょうか、それは政府ではないかと思っております。すなわち予算単価をきめて、それが賃金の単価となつて予算に組まれてくるわけでありますから、自然私は賃金というものは、政府において予算単価を決定するときにきまってくるのではなからうかと思つておられます。従つてその点については政府自身が賃金を決定するという点にならうかと思つておられます。またそれは副総理並びに大蔵大臣からお聞きしてつけようかと思つておられます。

○益谷国務大臣 昇給その他は関係の省庁がやるものと思つておられます。一般給与ベースの問題は、今日の建前では人事院が専門的な立場からいろいろの資料によつて勧告をいたすのであります。その勧告を、従来までの建前から申しますと、政府が法律案として国会の審議をお願いいたしておるのであります。従つて給与ベースの引き上げその他については、人事院の資料を政府においても十分に検討いたしましたし

て、適正妥当なものと考えますと、予算を組んで国会の承認を求むる建前になっておるのであります。むしろ昇給その他については所屬の省庁がきめるものと思つておられます。

○佐藤国務大臣 ただいま副総理から給与担当大臣としてのお答えがございましたから、私申し上げるまでもないことだと思つておられますが、人事院はいわゆる給与について勧告権を持っておりません。しかし人事院自身は予算編成権を持っておりませんし、また実施の衝に当たる機構でない、これはもう御承知の通りであります。ところで政府は予算を作成し、国会で定めてある俸給表に従つて給与をきめて参るわけであり成といふことはございしますが、最終的には国会御自身できめるべきである、これは非常に結構なやり方である、かように私は考へておられます。

○淺沼委員 そこで問題になりますのが、原案決定が政府にあるということになれば、決定権は政府が持つておるといふことになるのが必然だ、私はこゝろに思つておられます。勧告のあることはこれは事実でありまして、勧告を受けて最終的に決定をして原案として議院に出して参りますのは政府だということにならうと思つておられます。そうなつて参りますと問題になるのは、私どもは、最終的に政府として決定するならば、給与を受くべきところの人たちは一つの職員団体を作つておるのでありますから、それとの間に何ら交渉なくして政府だけがきめる、ここにはやはり問題があるのではなからうかと思つておられます。担当大臣となられた副総理は、今後この職員団体との間に話

し合いをやつていく、そしてこの問題を円満に処理する、いわば一つの団体交渉的なことをやる、こういうふうなことはお考えになっておるのでしょうか。それとも今のような状態を続けて参るつもりでありますか。これを聞きたいと思つておられます。

○益谷国務大臣 先般もいろいろな組合関係の人に会つておられます。私はこれから先の給与を決定するのには、私は勧告権も何もありませんが、私には幾らか参考にするために、すなわち政府の予算編成の態度を決定する際の参考のために、喜んで会うことを申しておられます。しかし私に淺沼さんの言われたような、いわゆる世にいう団体交渉と申しますか、団交と申しておられます。今日の場合、一般公務員は全体に奉仕する建前から、一般企業者の場合と相当考へ方が違ふものではないかと思つておられます。従つていわゆる団体交渉によつて賃金を決定するといふような考へは持つておられません。また今日の建前として、さういふにはなつていないと存じておるのであります。努めて話を聞くということにはやぶさかでないと思つておられます。

○淺沼委員 今副総理の態度で大体了解ができましたが、今まではなかなか官房長官にお会いをして話をしようとしても、職員団体の方々はお会いできなかつたり、会つても話が十分できなかった。ただある意味から申し上げるならば、一つの要請を申し上げますと、それを見ておくれ程度で、あとは何らのことなかつたのであります。しかし今副総理の話を伺ひまして、会います、また自分が予算編成をする

場合における大きな意見として出すための参考資料にしたい、そういうふうなことでお会い下さるということをお願いいたしますが、どうも是非常に意を強うするものでございしますが、どうか今後とも、問題はあなたの下部で働いておる方々の要請ですから、その要請というものは聞いて、そして上部と下部が一体になるのが、行政府のとるべき態度であらうと思つておられます。今新たに確立せんとする一つの慣例を今後とも続けていただきたいと思つておられます。

そこで次にお聞きをしたいと思つておられます。人事院から勧告がありましたが、実施する時期が不明であります。今までは案外不明でありまして、ある意味から申し上げますと、政府の答弁では、勧告並びに仲裁裁定といったようなものは、これはのむようなことを声明しておられますけれども、実際にやられる場合においてはどうかであるかという点、案外一年くらいおくれしてくるのではなからうかと思つておられます。一年おくれれば、結果においては従業員の受ける打撃といふものは相当強いものであります。従つて、それらについては、人事院の勧告であります。人事院の勧告は、今は予算が編成された後に行なわれるということになつておるのであります。従つて、それが行なわれていけば、一年おくれる危険性があるのであります。従つて、今後は、人事院の勧告というものは、予算編成前に行なわれる、そして勧告が行なわれたものをどう取り入れるかと

いふことをきめて、それを予算の中に組み入れていく、こういう方式をとることが一番正しいと思つておられます。これについては副総理はどうお考えになっておられますか。

○益谷国務大臣 人事院の勧告の時期はいろいろの問題があるようでありますが、これは人事院の権限でございまして、政府から何月までに出せ、何月が適當だろうというふうなことは、現在の制度では言うことができないのであります。しかしかみしもつけないで、話し合いでも少し早く出したらどうでございませうかと、もう少しおくれに出したらどうでございませうかと思つておられます。しかしながら現在の人事院の建前から、公式のこゝろ責任のある委員会では、私は権限を無視するといふような考へは毛頭ございませぬ。

○淺沼委員 私は何も考へを無視しろといふことではありませぬし、一つの慣行なりあるいは条例があるものを無視しようといふのではありませぬ。しかしながら行政の立場に立つておつて、それに資料を提供するものが、いつやつたらいいかといふことは、行政の側で考へられてしかるべきではなからうかと思つておられます。従つて将来はこうしろといふことが行なわれてしかるべきだと思つておられます。この点については、ちよとど人事院総裁もお見えになりましたからお伺ひしますが、私の方の考へを今申し上げておつたのであります。予算を編成する前に人事院の勧告がなされた方が、予算編成をする当事者からいへば、問題を残さないで、そして予算がある。予算編成が過ぎてからやると

補正予算を組まなければならぬ。わが社会党といたしましても、今度の予算で貸金問題を触れようと思つたのですけれども、まだきまつてこないものから、自然きまつた後に補正予算といふことを言つておるわけです。これはやはり大蔵当局でも、予算が済んだあと勧告が出るということは必ずしも適當ではないと考へておると思つておりますが、人事院総裁はこの点についてはどう考へておられますか。

○浅井政府委員 お言葉ではございませぬけれども、人事院は予算編成前に勧告を現にやつておるのでございませぬ。つまり予算編成期を一月と見まして、七月に勧告をやつておるのでございませぬ。

○浅沼委員 中間的なものはあるかも知れませんが、われわれが今まで発表を見ておるところによりますれば、大体勧告というものは予算が済んで、そして労働組合の要求が強く現われて、そのあとに答へたいな形に於いて出されておるのが普通でございませぬ。おのりである。しかし前にやつておるといふことでありますならば、それが実際に示されるように——このように前にやつておるのだ、組まないのは政府が悪いのだ、こういふ、今のやうなことが具体的に現われるやうな形をとつてもらいたい、私はこう考へております。

その次にお伺いしてみたいと思つておることは、これは人事院に關連することになるだらうと思つておるが、今給与の賃上げ問題については、たしか六年間ばかり勧告は発せられておらないわけですが、また私どもの手に届いたところによりますと、民間の給与と官公庁で働く人たちの給与との差額がずいぶん出て参りました。最近では平均のものについてたしか一百万内外の差があるのではなからうか、こういふやうなことがいわれているのであります。その点についてはどういふ考へをお考へを持っておられるのでしょうか。

○浅井政府委員 どういふ形に於いて勧告をいたしたのかとお申しますれば、私の記憶では、過去において十二回の人事院勧告がなされておると思つておられます。そのうち、第一回から第六回までは、いわゆる一律ベース・アップの勧告をいたしておると思つておられます。それからそのほかに一律に号俸を調整いたしたもので、これも一律ベース・アップの一種だと存じます。

それから全然勧告をいたさずに報告にとどめたことはただ一回でございませぬ。その他は、あるいは初任給による一部のベース・アップ、あるいは中だるみ是正によるベース・アップをいたしておる次第であります。ベース・アップと申しますのは総平均でございませぬから、どこを上げておるベースは上昇するのであります。ただお尋ねの趣旨は、なぜ一律にベース・アップをしないかといふこととございませぬ。過去におきましては、お尋ねの意味のベース・アップの勧告もいたしておりますが、最近はいたしてないといふことは事実でございませぬ。

○浅沼委員 そこでお伺いいたしますが、われわれの調査によりますと、公務員で、新制高等学校卒業で試験を受けて入つた者は七千四百円、大学を出た者が一万六千八百円、こうなつておるのです。しかし民間主要企業主として大産業を中心としたところで考へれば、新制高等学校卒業の者は一万円から一万二千元、さらに大学卒業後の者は一万四千元から一万八千元、こういふやうなことになるのであります。そのやうなやうな差額が出ておるわけです。その点についてはどういふ考へをお考へを持っておられるのでしょうか。

○浅井政府委員 お答えを申し上げます。人事院といたしましては、毎年一回民間の給与を調べまして、それに均衡を保つて上げて参つたのでございませぬ。しかしながら御指摘のように、ただいまなお官民の格差があるといふことは決して否定いたしません。將來この点は改善いたしたいと思つておられます。

○浅沼委員 そこでお伺いしますが、主として官公庁で働いておる各位と、今人事院で答へになりました点は、ある意味からいへば、民間の中小企業を中心とした賃金ベースといふものと比較する点が多いのではなからうかと思つておるのです。今の大産業を中心としたものと比較して公務員のことと考へておるべきではなからうかと思つておるわけですが、そのやうな点もよくお考への上、今差額があるといふことを承認されたわけでありませぬから、その承認されたこととはどう考へておられるかといふことを、一段と努力を願わなければならぬと思つておられます。その努力を具体的にどうされるつもりでございませぬか。

○浅井政府委員 大企業だけと比較するといふことでございませぬが、私もといたしましては、公務員の給与がやはり一般国民の納税によつてまかなわれている關係上、大企業ばかりと比較することはいかかかと思つておる。そこで人事院といたしましては、五十人以上の事業場と比較しておりますが、これは決して五十人以上の企業として比較しておるわけではありませぬ。そこで全国的規模を持つておられます大会社の支店、工場等があれば、それが五十人以上であればそれも入るわけでございます。それから、少なくとも小さなものばかりとは比較してないでございませぬ。しかしながら結論をいたしまして、浅沼さんの御指摘になりましたやうに、なお官民の差があるといふことは、私も決して否定いたさないでございませぬ。ことに最近では民間の方も景気がいいわけにございませぬから、これがどのやうに現われてくるかは、最近にまた人事院といたしましては全国的な調査をいたした、その結果十分公務員のために改善をいたしたいと思つておられます。

○浅沼委員 表現の点が足らなかつたかも知れませんが、何も私は大産業並みにしろと言つたのではありませぬで、これは人事院総裁が答へになりました通り、国民全体の上立つて賃金をきめるわけでありませぬから、中小企業の各位も参考に入れるといふことも当然だと思つておられます。しかし一つの対比上に乗つて現われてみたところによりますと、その点は中小企業並みの方に相当する比重が出ておるというところを申し上げておるのでありますから、この点は大産業の方がどうなつておるかといふこともよく考慮に入れなければならぬと思つておるわけでありませぬ。

○浅井政府委員 大企業ばかりと比較するといふことは、公務員の給与がやはり一般国民の納税によつてまかなわれている關係上、大企業ばかりと比較することはいかかかと思つておる。そこで最近いろいろ私どもが何う話によりませぬと、大学を出て就職する側

の中に、官公庁で働くかと思つても給与ベースが低いからといふことでやめて、そうして民間の方で働くといふ多くの人があるといふことがいわれておりますが、そのやうな事実があるやうと思つておられます。どういふ問題については、副総理は一体どういふやうなお考へを持っておられるか。優秀な者が、国家の機構の中で働くよりも、民間に出て働く傾向が強い、こういふやうな点については、どういふやうなお考へを持っておられますか。

○益谷國務大臣 ただいま浅沼さんの言われたやうな傾向もあるやうであります。まことに憂慮いたしておられます。しかしながらまた省庁の關係で、ずいぶん優秀な青年が入つてくるのもまた事実であります。そうしてそれを受け入れるほどの、その志願者を全部受け入れるといふやうなこともできない。狭い門と申しますか、そのやうな方面もありません。あります。また一面、ただいまの御質疑のように、給料が安いとか、あるいは昔のやうな階級制度と申しますか、階級的な關係も影響するものと思つておられます。そのやうな点がないので、官庁の方へ志願者も少ない。特に技術家の方にそのやうな傾向があるといふやうなことを承知いたしておられます。まことに遺憾なことと思つておられます。なるべく優秀な青年を國家機關に吸収するといふやうなことは必要だらうと思つておられます。

○浅沼委員 そこで割つてお伺いいたしますが、國家公務員となつて、すべての国民に対する奉仕者であるといふことになれば、その奉仕者になるやうな人がうんと國から出てくるというよりは、私は当然ではなからうかと思つておる。

○浅井政府委員 大企業だけと比較するといふことは、公務員の給与がやはり一般国民の納税によつてまかなわれている關係上、大企業ばかりと比較することはいかかかと思つておる。そこで最近いろいろ私どもが何う話によりませぬと、大学を出て就職する側

のです。それよりも利益を追求する側において働くという人も、これはその人の自由だからあり得るけれども、国の建前からいけば、やはり国の機関に携わって、国民全体の奉仕者として働きたいという感じが、若い者の中に現われてしかるべきだと思つて、またその条件を作り出すことが、私は政府の取るべき態度ではなからうかと思つて、そういうことで一番具体的にやるのは、やはり賃金ベースの問題にならうかと思つてあります。そういう点で、よりよき若い者を国家の奉仕者として獲得するという点について、今私の申し上げたようなことにおられるでしょうか。

○益谷国務大臣 給与の点もむろん問題であります。給与の点も問題であり、私どもも若いころと違ひまして、職掌もかわつたか、あるいは昔は御承知の通り、奏任官、勅任官、親任官というふうなものがあつたのです。一つのやはり青年に対する魅力であつた。それが全部なくなつたという関係もありません。公務員の関係が、最も重要な点は、給与の関係だろつと思つて、先ほど人事院総裁も格差を認めておられます。われわれはどこまでも給与の公正な取り扱いをいたさなければならぬので、人事院の勧告を待つて、忠実にそれを実行して参るといふ以外に、今日は給与の関係についてこれ以上申し上げることでできないのを遺憾と思つて、

○浅沼委員 そこでもう一点お聞きしたいと思つて、給与改正

案、今出ておられますところにより、人事院における調査研究の結果を待つて処理するということであり、これはさきに本院において、勤務地手当を廃止して暫定手当を創設した経緯にかんがみて、決して妥当な措置とは思いません。政府は直ちに自後の処理、少なくともさしあたり今一段階の底上げというか、本給繰り入れ等の処置を講ずべきものと思つてあります。この点については具体的に一つ答弁を願つたいと思つてあります。特にこのことは、依然として同じ町村に勤務しているにもかかわらず、支給される暫定額は、人によって異なるという不合理を一日も早く解消するため、絶対に必要だと思つてあります。この点についての御答弁を願つたいと思つて、

○佐藤国務大臣 暫定給与、いわゆる地域給、この整理、これは御指摘の通り順次実施して参らなければならぬと思つて、昨年三十四年に一部を実施いたしました。これは衆議院における附帯決議を忠実に実行したつもりであり、また参議院におきましては、一般的にその他の部分の地域給も漸次これを整理すること、整理すると申しますか、本俸に組み入れることという附帯決議が出ておられます。ところでこの地域給の整理になつて参りますと、たゞいま同一市町村というふうな非常に簡単に表現しておられますが、最近の市町村の合併状況から見ますと、この行政区域だけで簡単にいさかかぬるような面があるように実は見受け、

○浅沼委員 それでは全体をまとめてもう一点質問を申し上げてやめたいと思つて、人事院の勧告の問題であり、先ほど答弁もありましたけれども、必ずしも私どもにとつては完全なものではないと思つてあります。人事院ができて、一応これを廃止するといふことが起きた場合におきましても、私どもはその人事院の持つておられます任務を全うして、少なくとも社会党は努力をいたしまして、人事院を存置することに私どもはやつたわけであり、しかし現在のような人事院の勧告等を聞いておられますと、必ずしも私は十分ではないと思つて、必ずそれで担当大臣にお伺ひしたいのであります。いづそのこと人事院を廃止されて、そうして今度は勤労者との間において話し合ひをつけて、そこでベースをきめていく、こういうような形をとつた方が私は妥当ではなからうかと思つてありますが、これに

の御調査を願ひ、人事院の御意見をまとめていただいて、しかる上で政府は、これを財源とにらみ合わせて順次実施に移す、実はこういう考え方を参ります。三十四年に一部実施いたしましたのは、一級地と無給地の関係、この調整ができたわけでございます。しかしして残りの部分につきましては、相当開きが大きいのでありますから、これをいかに具体的に調整していくか、技術的な問題はなお残つておると思つて、全然取り上げないわけではございませんが、ただいま申し上げますように、まだ結論を得ておらない、こういう状況でございます。

○浅沼委員 それでは全体をまとめてもう一点質問を申し上げてやめたいと思つて、人事院の勧告の問題であり、先ほど答弁もありましたけれども、必ずしも私どもにとつては完全なものではないと思つてあります。人事院ができて、一応これを廃止するといふことが起きた場合におきましても、私どもはその人事院の持つておられます任務を全うして、少なくとも社会党は努力をいたしまして、人事院を存置することに私どもはやつたわけであり、しかし現在のような人事院の勧告等を聞いておられますと、必ずしも私は十分ではないと思つて、必ずそれで担当大臣にお伺ひしたいのであります。いづそのこと人事院を廃止されて、そうして今度は勤労者との間において話し合ひをつけて、そこでベースをきめていく、こういうような形をとつた方が私は妥当ではなからうかと思つてありますが、これに

ついて担当大臣はどう考へておられるか、答弁を願ひたいと思つて、

○益谷国務大臣 公務員については人事院制度をこのまま存続していくのが至当であらうと思つて、団交の問題は、申すまでもなく公務員は全般に奉仕するので、その給与は国民の税金によつてまかなわれるものであります。従つて国会に法律案を提出して、そうしてそれを国会において可決して法律化するということは、すなわち国民全員の納得を得るゆゑに思つておられます。従つて先ほど申しました通り、今日はいわゆる団交のような考へを持っていません。

○浅沼委員 人事院の廃止問題が起きたのは、これはまあある意味においてあなたの前内閣のときでありまして、あなたの所屬しておられます政党との話し合ひもつて、そうなつたことだと思つてあります。しかし今あなたが副総理になられ、担当の地位に立つたら、人事院の存在が必要である、こういうことを言われたのであります。これは私どもも必要であるから存置すべきである。この点については参議院においていふん研究したものであります。案外残されることになつたので、それならばやはり人事院がその任務を全うするということにならなければならぬと思つて、先ほど総裁は、人事院は大いにやるのだ、こう言われておりました。また今度の勧告に基づいて一つの法案も出ておられるのでありますけれども、しかしながら今後人事院というものは、賃金ベース決定にあつては、私が申し上げました通りに、予算の編成される前に、少なくとも私は国民がわかるように、なおかつ働いてい

る人たちがわかるようにやるということが必要だと思つてあります。今やつておられるという答弁であつたのだけれども、もつと明白にしなければならぬと思つてあります。この点についてどう考へておられるか、もう一べんただしたいと思つて、

○浅井政府委員 従来予算編成期を八月と考へまして、七月に勧告をいたしておられます。そのためにはどうして三月中に民間給与の調査が必要でござい、しかるところ、社会党の方面におかれましては、また組合の方におきましては、二月と考へるのは、低いかという御懸念もあるようでございます。しかしこれはもつとあつた、四月以降でとらなければならぬ、しからば八月の予算編成期よりもおくれという結果になるのはやむを得ぬことだろつと思つてあります。しかし、しかし、技術的な問題は別として、御趣旨をよく尊重いたしまして努力いたしたいと思つて、

○浅沼委員 もう一べん念を押しますが、民間給与と公務員給与との差額のあることはあなたは認めて、今後はこの差額を調整するような努力をするといふことは答弁できるわけですね。

○浅井政府委員 御説の通りでございます。○浅沼委員 そこで私どもが聞かんとすることは大体お聞きしたわけであり、これは給与には関係はございませんが、公務員に一つの関係を持つておられる問題であります。きのうも私は岐阜県へ参りまして、教員の専従

問題がだいぶやかましくなっておるものでありまして、知事との話し合いをやつて参つたのでありますが、専従問題と関連して、ILOの条約批准という問題が出ておると思ふのであります。従いましてこれは必然的にILOの条約批准が行なわれることになると思ふのであります。その場合においては条約の精神に基づいて、日本の国内法もやつていかなければならぬことになると思ふのであります。そこでこういう問題については、もし給与の関係でもありますれば、行政担当の大臣としてどういふお考えを持つか、答弁がいただければ結構だと思います。

○益谷国務大臣 私は公務員全般の担当だと思ふのであります。しかしこのILOの関係はひとり公務員関係ばかりではない。労働大臣が中心となってやっております。専従職員の問題は今日検討いたしております。次官会議も連日開いて相談をいたしておりますので、近く結論が出ると思ひます。

○淺沼委員 これは労働大臣が主にやつておることも私は了承いたしますけれども、その公務員の下部の組織を扱ひ、給与の問題で扱ひ、給与の問題に関連してきまして、職員の仕事をする職員組合との関連性というものが考へられてこなければならぬと思ふのです。その処理いかんによつては大きく一緒にやれるということになるし、処理が悪ければ対立が激化するようになるだろと思ひますので、これは担当だぞと云うことでなく、確かにそつと云うことも考へられませんか、一つこの点をよくお考えの上、場合によつては賃金問題と関連性のもとに、他の部局に対して働きかけ

を願ひ。そうしてすべて担当の二番目を、行政官として第二番目の公務員をやつておられる方としては、少し下部との間をうまくやるようにお骨折りを願ひたいと思ひます。それで私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○益谷国務大臣 御趣旨はよく承りました。ILO八十七号と賃金の問題はさしたる関係がないと承っております。団体交渉はむしろあるものであります。給与の問題とは私は直接関係はないよりに承っております。しかしながらやはり担当いたしてあります以上は、公務員諸君の利益になるよりに努力いたしたいと思ひます。

○福田委員 石山権作君。

○石山委員 大綱は私の党の書記長から質問があつたのですが、その大綱の一つとして、副総理がせつかくおいでになつておりますから、給与担当大臣としての心がまえを一つお聞きしたいと思ひます。

私の党の淺沼書記長からは、ILOの批准もやがてなることでもしよ、公費の給与問題に關しましては、普通のよりな雇用者と労働者という関係で話し合ひをさせて給与をきめたらどうか、さういふふうりに言つたわけですが、現実の法律としてはそれができていないわけなんです。ここで問題になるのは、先ほども申し上げたように、人事院総裁からも過去十二回勧告があつた。その中の六回は普通のいわゆる法律ベース・アップであつた。あとの六回は部分的な問題を解決する場合が多かつた。公務員の方々の言ひには、この六年間いわゆるベース勧告がなされないといふことを言つておるわけなん

です。ここに人事院の勧告に対しては公務員の方々は不満を持つておつたといふことが一つ、しかし片方では御承知のように三公社五現業がありまして、これはそれぞれ話し合ひをしておるわけなんです。それからたえては電電公社のようないざなな仕事をして非常に優秀ないわゆる収益を上げていけるような団体、それから林野庁でもさういふことが言えると思ひます。事業をやつて非常に優秀な業績を残しておる。さうしますと理の当然でしょう。実力がありますから、話し合ひの過程で給与が少しふくらんでくるわけなんです。今見てみますと、公務員と三公社五現業の中には賃金の不均衡ができません。副総理は給与大臣として広い意味からこの賃金の不均衡をどういふ格好にすれば、おのおのみんな氣持よくして平均化することができるとか、いふことをわれわれは考へておるのです。この場合それをどういふふうりに御承知していただけるかと思ひます。

○益谷国務大臣 御質問の御趣旨は、三公社五現業のお話もありましたが、五現業と公務員に賃金に格差があると云うことをおっしゃるので、公務員とは制度が違ふのですから、やむを得ぬ場合もあるのではないかと思ひます。一般公務員については人事院が十分に専門的に調査した資料によつて、それを基礎として賃金ベースをきめるのであります。しかし五現業についてはいわけの團交を許されて、仲裁の決定による場合が多いのであります。幾らか格差のあるのは仕方ないと思ひます。しかしやはり広い意味の公務員でありますから、格差のない

よりに努力していくべきが私どもの立場としては当然だろと思ひます。

○石山委員 あまりごまかいことを大臣にお聞きしても無理だと思ひますけれども、大ざつぱな今のような解決方針というものは、やはり大臣から探してもらなければならぬと思ひます。つまり団交権のある話し合うことのできる団体は、優位な給与体系を作つておるわけなんです。それから公務員の方は人事院の勧告があつて、その勧告によつて身分が守られる、給与が守られておると言つていますが、現実にはさうではないわけです。差がついてしまふ。これは今大臣が言われたように、団体交渉権のあるものといわゆる機構、組織の形態が違ふからといはれましてもかましません。しかし国家全般から公務員として見た場合に、あまりはなはだしく均衡が欠けたとすればこれは考へざるを得ないわけです。特に淺沼総裁は先ほど私の党の淺沼書記長の質問に対して、民間とはだいぶ隔たりがあるといふことを言われております。民間と隔たりがあるとすれば、五現業との隔たりがあるとすれば、どうも公務員は人事院というお役所があるために、なおさら何か不利益をこうむつておるやうな印象を組合員が受けておるわけなんです。勤め人が受けておるわけなんです。事実その通りなケースが出てきておるやうでございます。これをやはり直していただくようにしてもらいたいのですが、その直していただく処置を担当大臣がお考へになつておるかどうですか。

○益谷国務大臣 五現業のいわゆる団交交渉によつて賃金をきめるという建前をとつたその根本的な理由は、民間

の企業とやや似ておるので、一般公務員は全体に奉仕するので利潤を上げるとか上げないとかがいふやうな関係がないと思ひます。その上で、人事院の公正な中立の立場によつての調査研究を基礎として参るといふ建前になつておるのであります。従つてただいま人事院総裁の言われた通り、今度御審議を願つておる四月一日からの中だるみの法律が通過いたしました。昨年の三月当時におけるいわゆる民間との格差がほとんどなくなるのではないか。従つて問題は、昨年の三月以後昨年の統計に現われている十二月までの格差であります。これを人事院は、ただいま総裁の言われた通りそれを承認しておるから、勧告を出さなくてもよろしいと思ひます。この格差の比率も大よそ承知いたしております。おそれなくは適正な勧告が出るものと思ひます。さういふことは、民間との格差がなくなりまして、従つて五現業の格差も、ありまして、ごく僅少な範囲に縮められるものと思つておる。さういふふうりにして是正する以外には、今の制度ではいかんともいたし方ないと思ひます。しかし給与担当の私としては、ひとしく國家に奉仕するのでありますから、格差のないよりに努めて参りたいといふ念願は持つております。ことを御了承願ひたいと思ひます。

○石山委員 私は、大臣、悪平等にせよとは申し上げない。悪平等にすれば三公社五現業のおのおの持つておる特色性といふものは失われると思ひます。しかし私の方で不均衡だといふことは、公務員を取り前はなほだ少ないものだから、上を取つておるものをちよつ

と見ると、ひがんでおれの方もそこま
で上げてくれということだと思つので
す。決してこれは官公の人全般、公務
員が悪平等を要求しているのではな
い。この点は誤解のないようにしてい
ただきたいと思つ。たとえば三公社五
現業の問題を押えておいて、そこを政
府の圧力で押えておいて、そうして公
務員のけつだけ追いつかせるというふ
うな調整の仕方では、それはいかぬと
思ふ。三公社五現業は五現業としての
事業団体としての能力を十分に發揮し
ていただきたいと思つのです。しかし
それに追いついてこつちの差も、国家
公務員としての襟度を保つだけの給手
をやるような仕組みにしていたか
ないと、これはちよつと誤解を招くと思
います。私はそういうふうに申し上げ
ているわけでございます。それからい
つも問題になることは、国の公務員だ
から国全般の財政措置等に犠牲を要求
されるわけなんです。これは私はま
ずある意味ではその通りだと思つ。こ
れは浅井人事院総裁なんかしよつち
り言っている。税金によつてやられて
いるから、まあがまんしなければなら
ない面があるというふうなことを言つ
ていますが、ここに外国の一つの資料
がございますが、これは英国の給手問
題のうち鉄道従業員に対してのマク
ミラン英首相の考え方が報告されてお
ります。ここにこういうことを言つて
おります。国鉄従業員は公正な賃金を
受ける権利があり、政府は理由のある
賃金を認めるといふふうに言つてお
ります。その次に私申し上げたい点は、
いわゆる財政負担にはなる。国として
は、公務員の賃金を上げれば財政負担
にはなる。しかしこういふことは国民

も政府も従業員も、三者が犠牲の負担
という形で給手問題をきめなければな
らぬと言つておられるのです。これはうち
では政府の犠牲など一つも言わな
い。国民の負担という言葉も一つも使
わない。ただ税金によつて云々とい
ふような言葉で、おおむね公務員ある
いは従業員に対しての犠牲のみを強調し
ているのです。ですからこの考え方は
は、今後給手担当大臣としてやはり三
者がおのおの立場でそれぞれ、政府
は政府の財政措置の負担という立場で
犠牲を少し受ける、従業員は従業員の
立場、また国民は国民で税金を出す
という立場もあるけれども、これもまた
ある種の負担を認めるという形で、公
務員の給手は決定するべきだといふ
ふうに言つておられるのです。これは最近の
一番新しい報告です。ですから、これ
は十分に参考にしていただいて、先ほ
ど私が大臣に要望したいいわゆる不均
衡をなくするための一つの心がまえに
していただきたいと思つます。もし御答
弁がありましたら一つ……。

○益谷國務大臣 たいだいま承りまし
て、よく御趣旨は了承いたしました。
○石山委員 浅井さんにお聞きしま
す。きより福田さんが来ると福田長官
にほんとうはお聞きしたいのだけれど
も、浅井さんにも、勧告の基礎の問
題で少なからず異論があるわけです
ね。つまりあなたの方としては、いわ
ゆる五十人以上という一つの考え方、
それから私の方としては、ということ
より組合側の考え方としては、それ
は大体基礎のとり方がおかしいの
ではないかという考え方、もう一つお聞き
したいことは時期の問題ですが、私
たちはたとえば時期は、今度の勧告の場
合は三十五年の三月だといふふう
に考へておられます。これは私の考
え方が違つたらばそれはお示し願
いたい。私たちは三十三年度の四月から三十四
年の三月の一般動向を見た動きを把握し
て、それを基礎にした三十四年度の三月
末日を基礎にしている。どういふふう
に解釈しているのですが、人事院でお
とりになつておられる数字は、三十四年の
三月そのものずばりをさしているかど
うかということ、まずお聞きして
きたいと思つます。

○浅井政府委員 事業所五十人以上と
いうことは、さいぜんも浅沼さんにお
答え申し上げましたが、われわれとし
てはそれでよろしいとたいだいま思つて
おります。つまりこれは企業ではない
のでございます。事業所でございます。ま
た、全国的に調べるのでございませ
ん。全国的に調べるのでございませ
ん。大会社の工場、支店等五十人以
上のものが各都道府県にあれば、それ
も入つてくる。おそらく半々に入つて
おるだらうと思つ。つまり五十人しか
従業員を持っていないものも入るであ
りましょつけれども、また全国的な大
きな会社の支店、工場等も入つてお
りますから、私は五十人以上とつてよ
ろしい、こう思つております。その次
のお尋ねでございますが、これはた
いま出しました、昨年やりました勧告
では三十四年度の三月じゆりの賃金、か
よりになつております。

○石山委員 その通り、私は三月の一
番低いところをねらつたといふよう
な印象でございます。

○浅井政府委員 御説ごもつとも
でございますが、われわれは三月とつ
ておられますといふことは、さいぜん浅沼
さんも仰せられたように、八月の予算
編成に間に合わせるつもりでござい
まして、決してことさら安いところ
とつておられるわけはございませ
ん。しかしながら人事院はことさら低いとこ
ろでございまして、われわれとしてはそ
ういふ痛くない腹は探られたくないの
であります。今年は何月でございま
すか、たいだいま研究中でございませ
ん。

○石山委員 何月をとるか研究中だ。
私はあなたに助け船を出したつとも
り、三十二年四月から三十四年三月ま
でだらうといふふうに申し上げたの
ですが、そういうふうな波の全般をつか
んでみるという指数のとり方は大へん
御苦労だと思つたのですが、それをやる
ようなお考えは今までなかつたし、こ
れからもおやりになるというふうな気
持はございませぬか。

○浅井政府委員 かつて一年間の動向
を見たこともございませぬ。しかしなが
らたいだいまの考え方といたしまして
は、三月なら三月の賃金をとりませ
んと、その賃金というものはそれ以前の
過去と決して無関係に存在するもので
はございませぬから、おのずから動向
はそこに現われてくるだらうと思つて
おります。

○石山委員 だから私は三月を問題に
するのであります。大体どこでも賃金は三
月団体交渉をやつて、実施は四月とい
ふことにほとんど慣行的になつてい
るわけなんだね。そうすると、小さい普
通上り得るものも、その場合押えら
れておられるといふことは当然考へられる
わけですね。ですから私は指数をとり
ますれば、四月あるいは五月初旬の指
数をとる方が、生きたものをとるとい
うことになるから、ほんとうを言え
ば、その年の傾向、少なくとも半年は
それによつて規制をされる傾向の指
数をとり得ると思つたのです。三月をお
とりになつて、今の場合は経済とい
うものはほとんど四半期で変わるわけ
でしょう。ですからあまり過去のこと
にこだわら過ぎておられると思つ。もし採
用するとなれば、当然生きている四月
の未あるいは五月半ばと言つてもいい
のではないかと。一年の動向をお調べに
ならないとすれば、七月勧告して八月
国家予算に繰り込ますといふことは、
私は操作上その不自由じゃないと思
つたのですが、御見解はどうですか。

○浅井政府委員 だんだん御指摘の通
りでありませぬが、決してこの席上で三
月にやると申してはいいのでありま
す。どういふふうにするか研究いた
します。かように申してはいいのでござ
いませぬ。

○石山委員 もう一つ、民間と公務員
の賃金の多寡の問題、多いか少ないか
の問題です。われわれがいつでも言つ
ていることは、日本経済の二重構造と
いふ言葉をしよつちゆり使つてお
るわけですね。二重構造を使つた場合の一つ

の流れとして、官公行政というものはどら辺にいくだろうということだと思ふのです。ただ漫然として国家の平均に立つ、こりやうやり方がある意味では非常に正しいように見えて、せつかく有用に使い得る人を有用に使い得ないという場合が出てくるのではないかと。給手の問題でいえばなまはんかだということですが、人を使う場合でもなまはんかでない方、上手に使えないという現象が生まれてくる。先ほど人事院総裁の方から答弁があったと思うのですが、最近特に民間の場合に争われる技術者の問題などは、公務員になろうとする人が少ないのじゃありませんか。これは明らか現実だ。そうするとことしはいよいよ、来年もいよいよ、三年になつてごらん下さい。人材の欠乏ということは明確になつて現われてくると思ふ。今の日本の置かれた経済の二重構造という避けられない立場で、五十人というのはほんとうに大きく響いておる。これは労働月報を見ればおわかりだと思ふが、五十人という立場になりますと、百人とは非常に問題が違ふのじゃないか。それから通産省で言つておるような中小企業、そういう人数と資本の関係ということも一応考えながら、あなたの方はそういうふうに進めておるのだらうと思ふのですが、五十人以上という慣行は破られないようないかならうか。

とということだんだん改善していきたいと思ふ。ただ技術者が民間にとられますことは、私は給手の問題だけではないと思ふ。研究設備の違ひにもあるように思つておられますが、それは別問題といたしまして、私の方の所管の問題といたしましては、これは将来漸次改善していきたく思つておられます。

第二は五十人以上の問題でございますが、これはさいせんから申しましたように、私どももいたしましては、何もさうなことは法律には書いてございませぬが、その程度ではかるといふことが妥当であらうかと思つておられます。

○石山委員 私は給手問題だけは政治用語ではないかと思ふ。妥当であるとか適当であるとかいふ言葉ではないかと思ふ。妥当であれば妥当であるといふ計数が、きちんきちんと生きてこなければいかぬ。給手といふのは言葉ではなくて、実質のマネーなんですからね。実際妥当と思ふならば、妥当とするだけの計数の裏づけがきちんとしておつて、だれが見てもなるほどなといふようなところがなければいかぬ。たとえ民間との給手の対照そのもの、あるいは国家財政上から見たそのものに、いずれから見ましてもほんとうに妥当という裏づけがなければ、妥当という言葉はいかぬと思ふ。最近人事院の御答弁とか資料を見ましても、ほんとうにおおむね妥当に尽きておるような傾向が多いと思ふ。それは人事院としてはとつてはいけぬ立場だと思ふ。それでは妥当といふことの例証を一つあげていただきます。

○浅井政府委員 まず第一に、民間にいいものはとられて公務の方へいいものを採用することができない、そういう傾向は最近技術者の方によく現われておるように思ふ。そこで今回提出いたしました俸給表におきましても、研究職と医療職は特にこれを上げて

か。これは毎勤は三十人以上をとつておる。また百人を御主張になりますか、これはいかなる資料によつて妥当であるか、これも問題にならうかと思つておられます。そこでいろいろさういふ数字の点に問題がございしますが、われわれは過去の経験から見まして、まず五十人以上の事業所——企業ではございませぬ。事業所をとるのがよろしいかと思つておる次第でございます。

○石山委員 その問題はもつと掘り下げて御答弁をいただきたいと思ふ。しかしさきよりは総裁であれば、さういふことまかせ計数の話し合ひはあつては、さういふ問題も、百人がかね合ひいずれにしてもさういふ意見もあるのですから、それを中心にして一つ検討をお願ひしたいと思つてございませぬ。

それからいつも問題になつておるのは勧告の実施の問題ですが、何回も何回も例を重ねてきて、人事院としては何かこら辺で施行期日の明示といふふうなことがだんだん迫られてきていふのではないか。ある種の立場、さういふふうな時期が近づいてきたのではありませんか。その方法論はいろいろあると思ふ。たとえは法文の解釈として今度の予算に必ず盛り込まれ、さういふのも一つの拘束の手段だと思ふ。あるいは期日をそのままずばつと出すのも一つのやり方だと思ふ。今までのように明け渡したような格好で政府に勧告するのではもういけぬのでは

ないかと思ふのですが、さういふ点はお考えになられたことがございませぬか。

○浅井政府委員 従来なるべく早くという抽象的な言葉を用ひましたのは、給手改善は予算を要する。予算は国会と内閣の権限である。従つて人事院といたしましては人事院のあるべき立場を守つて、なるべく早くといふ言葉にしたのでございませぬ。ところがこれは実施時期が非常におくれているといふことは、御指摘の通りなんです。団体交渉でやりまする方が勝負が早い。しかし幾ら公務員の給手が法律と予算に縛られていながらと申しましたも、一年もおくれることは非常に遺憾でございます。そこで将来この点をどうするかといふことは、御趣旨を尊重しまして研究いたしたいと思つておられます。

○石山委員 福田長官にお伺ひしますが、人事院が去年の三月末日に指数をとつて、七月十六日に勧告したわけですが、これを四月ごろもう一べん勧告すれば違法でございますか。

○福田(憲)政府委員 七月の十六日といふのは慣行的な期日でありまして、別に四月にやつても違法ではないと思ひます。

○石山委員 そつとすると、たとえばこの前私たちが盛んに言つておる、勧告の実施時期の延長によるその間におけるいわゆる物価指数の上昇、その間における三公社五現業の団体交渉等による賃上げ、あるいは民間の賃上げ等、いろいろ情勢の変化が起きてくるわけですから、さうした場合に、人事院が在来の機能を發揮して、公務員の身分、権利を守る、いわゆる給手関係もよくし

勧告したら、政府はそれを受けるといふ建前をとりますか。

○福田(憲)政府委員 かりに、これは人事院がたとえ三月に調査した場合に、それをまとめるまでにどれだけ時間的な余裕があるか、これはまた別問題としまして、今御指摘の四月にやつた場合にすぐやる腹があるかといふ御質問かと思ひますが、これは前にもお答えいたしました通り、確かに勧告と実施のずれの問題は、これはほつておけない問題ではないか。何かそこに一つの適当な道を見つけて解決せなければならぬと私自身も考えておられます。たださうすれば財政上の措置がすぐ関連があらうので、実はその点についてどうしたらいいか、いろいろ折衝をやり、また考慮中でございます。

○石山委員 これは人事院勧告でございますが、一昨年のいわゆる初任給、去年が中だるみは正ですか、それで今いろいろとやつておるわけですが、さういふ今度の是正で、一般にいわれているベースにどのくらい影響いたしますか。

○浅井政府委員 昨年の勧告が一人当たりベースのどのくらいの引き上げになるかといふお話でございますが、今度の是正によりまして、大体におきまして三等級初号ぐらいの辺に相当いたしますところぐらいいま、下から、中だるみを中心といたしまして改善しておるわけでございます。従ひましてそれ以上のところは俸給額が変えてないわけでございますが、しかし変えてないところの額も入れまして、全部の公務員の一般職の平均で申しますと、七百三十四円の引き上げになると思ひ

ます。これが昨年の勧告で、現在法律案として御審議を願っておるものでございませぬ。

○石山委員 最近の民間給与の動きというものを御承知でしょうか。いわゆる為替の自由化によるところの賃金の安定ということがだいたいわかれてきているのです。そういう面から今経営者側から出されている案として、三千万をこえている箇所があります。二千万をこえている箇所もあります。それらと比べてみた印象からしても、これは大へん低いのではないかと。というのは、もちろん前年度の三月を基準にしてからこういふふうになるのだから、うと思ふけれども、今度の勧告のうちで自慢のできる点の一つあげてみて下さい。

○浅井政府委員 自慢をするつもりはちつともないのです。われわれとしてこれで満足しておらぬのですから決して自慢いたしません。今回の勧告の中心は中なるものは正でありまして、従来給与曲線がくぼんでおったところを直したのでございませぬが、それだけ改善をされた。しかしこれでもって改善が済んだとは決して思つていません。

○石山委員 人事院總裁として、あなたは長く給与というものをやりになつておられるからわかるでしょうが、一つの体系をいじる場合に、全体の給与の何多ぐらゐが必要というものは、いつの場合もあるわけですね。ですから当然中なるものは正をするならば、これは七百円程度だから、これを中なるものは正のものに用いるならば、私はこれは生きてゐる数字だと思ふ。しかしそのことによつて全体の方向がとまるよ

うな格好では困るではありませんか。これはわれわれもいろいろな給与をいじつてきておりますが、やはり全体の給与を動かすことは毎年必要なわけですね。これは従業員の意識の向上、技術練磨ということからして当然必要なわけですね。これは定期昇給は定期昇給でいいと思ふのだが、しかし最近はおおさまらない。定期昇給がたとえ七割で千円だ、しかしそれでは物価が動くからうまくないというわけで、たとえばまたその分だけ三百円なら三百円足して千三百円、しかし今度は体系を少ししいじらなければならぬのだ、つまり能力給にしたい、職階給にしたいのだという意識が経営者としてあるとする。そういう場合、どういふふうな面を出してやるかということ、民間の場合で申しますと、たとえば五百円なり七百円を出してやる。私が今申し上げた、わざにとつては誤解があるけれども、今の民間の給与は大體二千円以上出している経営者が相当ある。そうすればこの七百円といふものは、体系の是正に使う金としてはあまりに少額ではないでしょうか。十分といふことを避けておるようですが、それにしても見せかけ程度にすぎない金額ではないかと思ふのです。

○浅井政府委員 まず第一に石山さんが仰せられるところを考へますと、結局一律ベース・アップでなければ体系の是正はできないのではないかと。観念に立つてものを言つておられる。私もはそりでないのではありません。私どもは動かぬと仰せられますけれども、中なるものは正をするやりましても、初任給を是正してある程度までこれを

ならしめても、俸給表は動くのでございませぬ。決して全体が動かぬといふことはない。ことに上級公務員は、過去において二年間何ら給与改定をやつておらないわけでございます。比較いたしますれば最も気の毒なのは、むしろ上級公務員のところにあります。それで民間では三千万くらい出しているかということをお考えなされるけれども、民間の会社には利潤分配の観念がございます。われわれの扱つております公務員は、利潤分配といふことがはつきりいたしませんのでございませぬ。ですからそれは一緒に思つておられます。

○石山委員 總裁、あなた便利なきには民間の給与を持つてくるのです。私も民間の給与なんか出したくないのだけれども、あなたの方の基礎資料が民間なんです。それして何か言つて、私の方は公務員だから民間と一緒にされては困るというふうなことをおっしゃつても、それはいけません。そういうことを言うことはやめましょう。それからあなたの考へ方はよくわかつたのだけれども、高級官吏に二年間何にもつけないこともびんと頭に行つておる。だから三年目の今日は、高級官僚の方へも回してやらなければならぬ。その回してやらなければならぬというのが、今回の勧告の一つの私基本をなしているのだと思ふ。そうではないのですか。

○浅井政府委員 それは大へんお考へ違ひであります。この次に勧告をやるときは高級官僚を上げる、そういうことは絶対に考へてないのです。ただ、今のは俸給表の問題にお触れにな

りましたから、そう言つただけの話であります。○石山委員 私もその通りだと思ふ。給与をいじる者が、故意に高級官僚だけに目を向けるということはありません。全般的に見てみたら、たまたま高級官僚の方が低かつたから、そこにコンマをつけるような操作が少し強行なわれた。頻度が多かつた。こういう程度だと思ふのです。ただ私の言いたいことは、そういうところに公務員の一般の人たちの目が光つておるといふこと、これは、やはり全般的に低いと思ふ。ほんとうの批判とすれば、それはいささか間違つておるかもしれませぬ。しかし現実の置かれた公務員の給与からすれば、そういうふうなところへ批判の目的で向いていくということも、私は事実だろつと思ふ。そこで私は先ほどわざわざ例証を引いて、一つの体系をいじる場合にはいじる費用を別に出すべきだ、出すことによつてそういうふうな非難は起きてこないのだと言つた。原資が豊富であれば、そういう操作が当然民間で行なわれるわけなんです。官では、先ほど税金で云々という言葉で押えられてしまつて、そういう操作が不可能だと言われた。しかし私はやはりやり方があると思ふのです。この不平が起きてきた一つの要素としては、前々申し上げておる通りに、二年も先にずらされていくようなこの傾向、自分たちの賃金が上がったと思へば民間がずつと先行しておるといふこの現象、これは自分たちの生活の実感から受ける一つの不愉快さもあるけれども、時代がぐんぐん動いていつておるのに対して、自分たち

の立場がそれに順応した形で動いていない不満が、この批判の中に非常にたくさんあるのじゃないかと思ふのです。これはやはり先ほどの勧告期日等の明示、方法論にあると思ふのです。が、私はもう一つ、それから今の体系をいじる費用というものを見込まないでいて、体系をいじつたことが即ベース・アップに通ずるのだという考へ方は、給与をいじる官庁としては私は少し思ひやがたないし、考へ方にも少し不足があるというふうにお思ふのです。その点はいかがでございませぬか。

○浅井政府委員 それは観念上の問題だけであります。ベースは総平均でございませぬから、初任給の是正をしましても、中なるものは正は正いたしましたも、あるいは上の方だけいじりましても、総平均は上がつてくるのであります。しかし問題は一律にベース・アップをするかどうかという問題でございませぬ。財源とか費用がどうなるか、これはわれわれ考へないのでございませぬ。でございますから石山さんの御不満は、一律ベース・アップをしないというところに煮詰められてきておるのではないかと思つておられます。

○石山委員 それはあなた自身が体系をいじるのに高級官僚ばかり目ざしていると言ふことは誤解だと言ふことと同じだと思ふのです。私は何もかも一律に上げなければならぬといふことを言つていない。ただしその昇給の金額を見た場合に、そういう言葉が当然出てくるわけですね。三千万という豊富な賃上げがあるとすれば、何も三千万一律なんてそんなことを申し上げませぬよ。たとえば千円が一律であればい

は、中なるものは正であるというふうな御不満は、一律ベース・アップをしないというところに煮詰められてきておるのではないかと思つておられます。

は、中なるものは正であるというふうな御不満は、一律ベース・アップをしないというところに煮詰められてきておるのではないかと思つておられます。

い。千円がいわゆる職階給に使つてもいいのだ、ある意味では中だるみ是正に使つてもいいのだ。これはいろいろ操作があると思うのです。つまり昇給金額が低いと、やはり下を少しでも上げていくことが、生活水準を高からしめる一つの要素だ、こういうふうな考え方からすれば、そういうことに通ずると思うのですが、これはちやうど大臣が私を誤解して言っているかもしれないということと同じように、あなたも私の意図をはぐらかして——何でもかんでも一律に上げなければならぬというふうなことは私は考えておりません。きょうは政府側もいなくなりましたから、質問をこれでもうそろそろ打ち切りたいと思うのですが、この次に人事院から出てきていただいて、いろいろ暫定手当の問題について質問申し上げたいので、それを一つ御準備していただきたいということ、それから人事院、これは政府側と三者になると思うのですが、人事院の最近の動向についての私たちはやはり話し合いをして、それからあなたの方でもいろいろと言いつ分があるでございましょう。この言いつ分を十分聞いて一つの方向をきめるような工夫をこの次は、私はしなければならぬ一つの段階にきているのではないか。その次になれば今度は給手全般のほんとうの中身へ入って、給与局長等にも一つ御答弁をいただいて是非をただしてみたい。それから大体の終止符を打つというふうに考えておりますので、そういうふうに御準備を願いたいと思います。

○福田委員長 次会は明十六日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

昭和三十五年三月十七日印刷

昭和三十五年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局